

請願・意見書

今定例会で1件の請願書が提出され、審議の結果、採択されました。
また、今定例会の最終日に、議員から2件の意見書案が提出され、ともに原案可決となりました。意見書の内容は以下のとおりです。

「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

一 採 択 一

提出者 川越市川鶴3-4-9

再審法改正を求める入間地区住民の会

代表者 南雲 武雄



刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

下記の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛てに送付しました。

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による重大な人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後まもなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したなどの

課題が挙げられる。

また、1963年に発生した狭山事件においては、えん罪の可能性を指摘する声が強くなってきている。

えん罪を減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぎ三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

一方で、2024年3月から再審制度の見直しを求める超党派の国会議員連盟が始動し、2025年3月には法制審議会に再審規定を検討する部会が設置された。よって、国においては、改正機運の高まったこの機会を逸することなく、これら課題を踏まえ必要な検討を進めた上で、できるだけ速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

川 越 市 議 会

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

下記の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣宛てに送付しました。

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質および量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給をすることが、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は38%にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも、地産地

消のさらなる推進が必要である。

よって、国による給食無償化の確実な実施を求めることに加え、その実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質および量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないように下記の事項について特段の取り組みを行うことを強く求める。

記

- 一、給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること
- 一、地産地消の推進、食育の充実、有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること
- 一、長期欠席児童生徒や、食物アレルギー対応食が必要な児童生徒、及び学校外で学ぶ子どもたちにも給食無償化の恩恵が受けられるよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

川 越 市 議 会